御請書

御用有之候條明廿日午前十時通常
御祝着用出頭可有之候也

明治廿九年六月十八日　爵位局

従五位男爵槙村正直殿

右御請仕候也

明治九年六月十九日　従五位男爵槙却正直

爵位局
御中

長崎省吾関係文書　555

長崎省吾関係文書　555